第五条の二の三　学校又は施設の設置者に係る令第三条の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

②　講習会の実施者に係る令第三条の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七　（略）

③　令第三条の二第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第一項第四号に掲げる事項及び第二項第一号に掲げる事項（こども家庭庁長官の定める修業教科目及びその単位数に関する事項に限る。）とする。

④　令第三条の二第四項に規定する内閣府令で定める事項は、第一項第一号及び第二号に掲げる事項、同項第四号に掲げる事項（入所資格、修業年限、前項のこども家庭庁長官の定める修業教科目以外の修業教科目及びその単位数に関する事項に限る。）並びに同項第七号に掲げる事項（学校に係る事項を除く。）とする。

第五条の二の四　令第三条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

第五条の二の五　令第三条の二第六項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

第五条の二の七　令第三条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

第五条の三　法第十三条第三項第二号に規定する内閣府令で定める施設（次条において「指定施設」という。）は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　前二号に掲げる施設に準ずる施設としてこども家庭庁長官が認める施設

第六条　法第十三条第三項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～六　（略）

七　保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、こども家庭庁長官が定める講習会（次号から第十一号まで及び第十四号において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの

八～十一　（略）

十二　社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者であつて、こども家庭庁長官が定める講習会の課程を修了したもの

イ・ロ　（略）

十三・十四　（略）

第六条の二　法第十八条の五第一号の内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第五条の二の三　学校又は施設の設置者に係る令第三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

②　講習会の実施者に係る令第三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七　（略）

③　令第三条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第一項第四号に掲げる事項及び第二項第一号に掲げる事項（厚生労働大臣の定める修業教科目及びその単位数に関する事項に限る。）とする。

④　令第三条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号及び第二号に掲げる事項、同項第四号に掲げる事項（入所資格、修業年限、前項の厚生労働大臣の定める修業教科目以外の修業教科目及びその単位数に関する事項に限る。）並びに同項第七号に掲げる事項（学校に係る事項を除く。）とする。

第五条の二の四　令第三条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

第五条の二の五　令第三条の二第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

第五条の二の七　令第三条の二第十一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

第五条の三　法第十三条第三項第二号に規定する厚生労働省令で定める施設（次条において「指定施設」という。）は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　前二号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

第六条　法第十三条第三項第八号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～六　（略）

七　保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（次号から第十一号まで及び第十四号において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの

八～十一　（略）

十二　社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

イ・ロ　（略）

十三・十四　（略）

第六条の二　法第十八条の五第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。